

第3章 MEGUROスマートスクール・アクションプランの目標と基本方針

1 プランの目標

学習指導要領や「令和の日本型学校教育」の考え方を踏まえ、「めぐろ学校教育プラン」で目指す子ども像〈21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐろの子ども〉・学校像〈魅力と活力にあふれ、信頼される学校〉や「目黒区版 GIGAスクール構想」の実現に向けて、本プランの目標を「児童・生徒」、「教員」、「働き方改革（校務の効率化）」、「ICT環境整備（セキュリティを含む）」の4つの視点から設定し、そのための施策の基本方針と具体的な施策を定めます。

児童・生徒の視点

目標1 ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現による新しい時代に必要となる資質・能力の向上

教員の視点

目標2 教員のICT活用指導力の向上

働き方改革の視点

目標3 校務の情報化の推進による教育活動の質の改善

ICT環境整備の視点

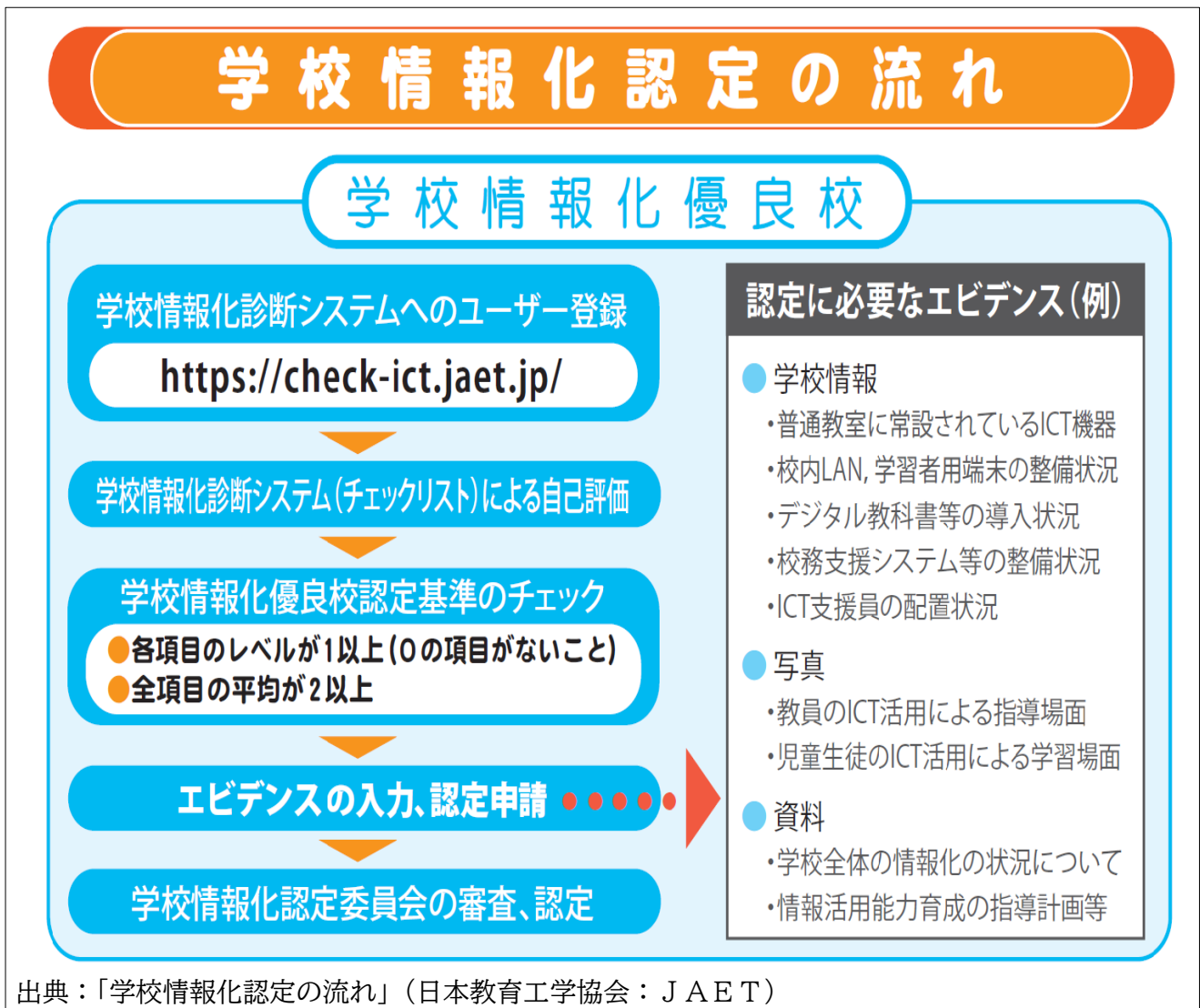
目標4 安全安心にいつでも使えるICT環境の整備

2 目標に対する成果の確認

各目標・基本方針に基づく具体的施策の進捗状況については、毎年度調査を実施し、進捗状況を確認の上、教育委員会に報告を行います。

また、学校における教育の情報化を総合的に推進し、その成果を確認するために文部科学省後援の「学校情報化認定制度」（日本教育工学協会（J A E T）主催）を活用し、客観的なエビデンス*に基づく自己評価・認定申請を行い、全ての区立小・中学校で学校情報化優良校の認定を取得することを目指します。

図表10 学校情報化認定の流れ（学校情報化認定制度）



3 プランの基本方針

本プランの4つの目標を達成するために、以下の8つの基本方針を掲げます。

基本方針1 情報活用能力の育成

急速な情報化やグローバル化が進展する社会の中では、情報を主体的に選択し活用するために必要な情報活用能力を発達段階に応じて、各教科等の学習活動を通じて体系的に育成することが重要です。

文部科学省は、児童・生徒の情報活用能力の育成については、①「情報活用の実践力」、②「情報の科学的な理解」、③「情報社会に参加する態度」の3つ観点を相互に関連付けバランスよく育成することが必要であるとしています。

また、学習指導要領では、情報活用能力（プログラミング的思考や情報モラルを含む。）を、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、学習の基盤となる資質・能力として位置付けています。情報活用能力の育成においては、ICTの活用を通して「個別最適な学び」と「協働的な学び」それぞれの学びを一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、適切な情報手段を活用した学習活動の充実を図ることや、各学校のカリキュラム・マネジメントにおいても、教科等横断的な視点からの教育課程の編成を行うことが求められています。

さらに、デジタル教科書等教材の充実を図るとともに、児童・生徒の発達段階に応じた情報教育に関する指導指針を策定し、実践します。

基本方針2 支援を要する児童・生徒へのICTを活用した学びの充実

学習指導要領においては、指導方法や指導体制の工夫改善により、指導の個別化や学習の個性化を図り、個に応じた学習の充実が求められています。

また、児童・生徒の個々の特性、不登校、貧困等の実態に対応し、児童・生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばしていく学びの充実が求められています。

適切なICTを活用し、児童・生徒一人ひとりの教育的な課題やニーズに合わせた授業・学習を実現します。

基本方針3 ICTを活用した指導力の向上

学校におけるICT活用を進めていく上では、ICT環境を充実させていくこととともに、教員のICT活用した指導力を向上させていくことが非常に重要です。

文部科学省は、学習指導要領の実施に当たり、情報活用能力の育成のため、教科等の指導におけるICT活用の事例を示すなど具体的な取組の参考とするため「教育の情報化に関する手引き」（令和元（2019）年12月）を改定しました。

また、ICTを活用した指導力向上に向けた研修プログラム作成のための調査研究などに取り組んできたところであり、教職員支援機構*における学校教育の情報化指導者養成研修*などを通じて、引き続き教員のICT活用指導力の向上を図ることとしています。

区においても教育開発指定校*における研究や職層等の段階に応じた研修の充実等を通して、教員のICTを活用した指導力の更なる向上を図っていきます。

基本方針4 学校サポート体制の充実

GIGAスクール構想の実現に伴い、児童・生徒1人1台の情報端末整備等のICT環境の整備や活用を進める一方で、学校現場では、ICT機器の操作の習得やICTを活用した授業改善、機器の管理業務等の業務により、教員の負担は増加しています。

また、学習や校務など様々な場面におけるICTの活用に関する専門的な知識を有する人材が不足していることが課題として挙げられています。

教員が困ったときにすぐに相談ができ、安心して指導できる環境づくりが求められており、学校のICT活用の推進に当たっては、教員の負担や不安を軽減するサポートの充実が重要となります。

区では、学校ICT環境を最大限活用されるよう、学校のサポート体制の充実に取り組んでいきます。

基本方針5 校務事務の情報化の推進

新しい時代に求められる子どもたちの資質・能力をはぐくむには、教員が子どもと向き合う時間を創出し、授業準備や教材研究の時間を確保するとともに、これまで以上に自ら学び、幅広い経験や自己研鑽を積む必要があります。

校務のICT活用の推進は、学校における校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が指導方法について検討し合う時間を増やすことにつながるものと期待されています。

区においても、校務の情報化を推進し、校務処理の効率化や教員の事務負担の軽減に取り組んでいきます。

基本方針6 働き方改革の推進

教員の業務は、学習指導要領に沿った児童・生徒の資質・能力の育成、社会状況の変化によって学校が抱える課題の複雑化・困難化、授業外の生徒指導や部活動、保護者や地域との連携等、多岐に渡っており、教員勤務実態調査（文部科学省実施）によると、教員の長時間にわたる勤務実態が明らかとなっています。

区では、学校における「働き方改革」を推進するため、教職員出退勤管理システムや学校徴収金管理システムの導入・運用を通して、改めて関連する業務の見直しを図るとともに、教員のライフステージに合わせた多様な働き方に対応できるテレワーク*環境の整備についても検討を進めます。

基本方針7 新しい時代の学びを支えるICT環境整備

児童・生徒の情報活用能力の育成やわかりやすい授業を実現するためには、教員・児童・生徒が「いつでも」「どこでも」「だれとでも」安全に使用できるICT環境が必要となります。

区でも、教員・児童・生徒が、様々な学習場面において、ICTが十分に活用できるよう、ICT環境の整備を進めていきます。

また、今後、教育委員会では中学校の統合や老朽化した学校施設を計画的に更新していくことから、ICT環境の整備に当たっては、学校統合・学校施設更新関係所管課と綿密な連携を図り、効果的・効率的な整備を進めていきます。

基本方針8 情報セキュリティの向上

教育の情報化を推進していくためには、学校現場におけるハード面・ソフト面の両面における情報セキュリティの向上が必要です。

区では、「教育情報セキュリティ対策基準」*に則り、情報セキュリティの技術的な対策を進めていくだけでなく、児童・生徒の情報モラルの育成や教員研修の充実、学校情報セキュリティ監査の実施等の取組を通して、継続的に学校の情報セキュリティの向上を図っていきます。